

ID: 810

担当部署: みどり環境部 みどり公園課

処分の概要	違反建築物に対する措置命令		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第37条第1項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
【基準】 法第37条第1項の規定による。 (違反建築物に対する措置) 第37条 市町村長は、第35条(第4項を除く。)の規定又は同項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 都市緑地法運用指針(平成16年12月 国土交通省都市・地域整備局) ③ 違反建築物に対する措置 法第37条第1項の当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対する違反是正のための必要な措置の命令とは、市町村長が、個別の違反の内容を踏まえ、それを是正するために必要な期限を定めて、緑化施設の設置や植栽の補植など、法第35条の規定(同条第4項を除く)又は法第35条第4項の規定により許可に付された条件を満たすための措置をとる旨を命ずることが考えられる。			
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日